

## 大府市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員募集要領

農業委員会等に関する法律等に基づき、大府市農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）を募集します。

### 1 募集人員

- (1) 農業委員 10人
- (2) 推進委員 5人（別紙1の区域名ごとに1人）

### 2 任期

- (1) 農業委員 令和8年7月20日（月）から令和11年7月19日（木）
- (2) 推進委員 委嘱の日から令和11年7月19日（木）

### 3 資格要件

- (1) 農業委員 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関することのほか農業委員会の事務に関する職務を適切に行うことができる者
- (2) 推進委員 農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者
- (3) 各委員共通

- ① 市内に住所を有する者
- ② 市の職員（特別職を除く。）でない者
- ③ 法令上兼職が禁止されている職に就いていない者
- ④ 次のいずれかに該当しない者
  - ア. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - イ. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### 4 職務

#### (1) 農業委員

総会（毎月開催）において、農地の権利移動の許可や農地転用許可等に係る意見の決定などについて審議します。また、担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消などの農地利用の最適化の活動などを行います。必要に応じて研修会等にも出席していただきます。

#### (2) 推進委員

別紙1の区域名ごとにおける担い手への農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消など農地利用の最適化の活動を行います。また、総会にも出席いただき、農地利用の最適化の推進等について意見を述べる機会があります。必要に応じ研修会等にも出席していただきます。

### 5 身分及び報酬額

いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、「大府市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」、「大府市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規則」及び「大府市農業委員会の

委員等の能率給に関する規則」の規定に基づき報酬を支給します。

## 6 募集方法

推薦または応募によります。別添の推薦書又は応募申込書に所要事項を記入の上、署名し、締切日までにそれぞれに提出してください。応募用紙は農業委員会または市公式ウェブサイトに用意しています。(郵送による提出も可。ただし、締切日必着)

(1) 農業委員 農業振興課

(2) 推進委員 農業委員会事務局 (いざれも大府市役所 3階)

なお、提出された推薦書又は応募申込書は返却しませんのでご了承ください。

※ メール及びFAXによる提出は受け付けしません。

※ 推薦書及び応募申込書に記載された事項の内、法令等で定められた公表事項は、全て公表となりますのでご承知ください。

## 7 募集期間

令和8年1月19日(月)から令和8年2月19日(木)まで

※ 土曜日・日曜日・祝日は、郵送での受付となります。

※ 市公式ウェブサイトにて募集状況(中間報告及び最終結果)を公表します。

## 8 候補者の選定

(1) 農業委員 大府市農業委員会委員選考委員会にて、候補者を選定します。

(2) 推進委員 大府市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会にて、候補者を選定します。

※ いざれも、必要に応じて面接を実施する場合があります。

## 9 選考結果の通知

(1) 農業委員 令和8年3月下旬に本人宛てに郵送で通知します。

(2) 推進委員 令和8年4月下旬に本人宛てに郵送で通知します。

## 10 個人情報の取扱い

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意とともに、候補者の選考及び任命以外の目的に使用することはありません。

## 11 推薦又は応募の問合せ先

〒474-8701

大府市中央町五丁目70番地

大府市役所 3階 農業委員会事務局

電話 0562(45)6246【直通】

FAX 0562(47)7320

メール [nougyou@city.obu.lg.jp](mailto:nougyou@city.obu.lg.jp)

別紙1

区域名	区域の詳細	定数
大府・横根・森岡	大府町、桃山町、中央町、朝日町、長根町二丁目、 長根町四丁目、長根町五丁目、長根町六丁目、若草 町、大東町、柊山町一丁目、柊山町二丁目、柊山町 五丁目、柊山町八丁目、江端町、月見町、横根町、 森岡町、森岡町	1人
北崎	北崎町、北崎町、神田町	1人
共和	長根町一丁目、長根町三丁目、共和町、共和町、一 屋町一丁目、一屋町二丁目、一屋町三丁目、共西町、 共栄町、東新町、追分町、梶田町、北山町	1人
長草	柊山町三丁目、柊山町四丁目、柊山町六丁目、柊山 町七丁目、一屋町四丁目、一屋町五丁目、長草町、 明成町	1人
吉田	吉田町、半月町、桜木町、吉田町、高丘町、宮内町、 吉川町、馬池町、米田町	1人